1-34-06

国王尚質の、 謝恩のため法司王舅呉国用等を遣わす執照

(一大六三、一〇、二三)

正春等を遣わし、 琉球国中山王尚 特に法司王舅・紫金大夫・使者・通事等の官の呉国用 表本各一通を齎捧して夷梢を率領し、 (質)、 謝恩等の事の為にす。 海船一隻 · 金

束衮刀一十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束鎗一十把・糸線穿鉄甲一領′ に坐駕して金靶鞘腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・黒漆靶鞘鍍金銅結

牽軸各項件全・金彩画屛風二対・金面扇一百把・銀面扇二百把 鍍金護手護臁各全・鉄盔一頂・黒漆洒金馬鞍一坐、轡頭踩蹬前後

布一百匹・芭蕉布二百匹・紋芭蕉布一百匹を装載し、京に赴き進 水墨画扇二百把・紅銅五百斤・土糸綿二百束・胡椒五百斤・土苧

く執照に至るべき者なり。 即便に放行し、 盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、義字第二号半印勘 如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の験実に遇わば、 合執照を給して存留通事鄭嗣孝等に付し、収執して前去せしむ。 所拠りて今差去する官員は、別に文憑無くば誠に所在の官司 留難し遅悞して便ならざるを得しむる毋れ。 須ら あ

計開 赴京の

法司王舅 呉国用 人伴二十二名

紫金大夫一員 金正春 人伴十五名

> 使者 都通事一員 二員 紅有徳 陳初源 人伴六名 人伴四名

存留在船使者一員 孫俊用 人伴四名

存留在船通事一員 鄭嗣孝 人伴三名

王舅通事一員 毛敬徳 人伴一名

梢水共に五十二名

管船火長・直庫二名

金世瑛

柯可嘉

康煕二年(一六六三)十月二十二日給す

右の執照は存留通事鄭嗣孝等に付し、 此れに准ぜしむ

執照

1-34-07

遣わす執照(一六六三、一〇、二三) 国王尚質の、 冊封使の帰朝を護送するため都通事孫自昌等を

地方に前往せしむ。 琉球国中山王尚 収執して前去せしむ。 特に都通事孫自昌等を差わし、 義字第三号半印勘合執照を給して都通事孫自昌等に付 (質)、 除外に、文憑無くば官司の盤阻して便ならざ 天使の回朝を護送する事の為にす。 如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡 封王の宝船を駕使して福建

哨の軍の験実に遇わば、 るを得しむる母れ。 須らく執照に至るべき者なり。 即便に放行し、留難し遅悞して便ならざ

今開す

護送の都通事 員 孫自昌 人伴二名

火長一名 鄭永安

梢水八名

右の執照は都通事孫自昌に付し、此れに准ぜしむ

康熙二年(一六六三)十月二十二日給す

1-34-08 国王尚質の、 空白の公文用紙を王舅呉国用等に持参させ、 あ

わせて冊封使への宴金をもたせるむねの執照

(一大六三、一〇、二三)

琉球国中山王尚 (質)、公務の事の為にす。

呉国用・紫金大夫金正春に付与し、収領して前去せしめて以て備 同に心を用いて照管す可く、損湿を得る母らしむ。但だ水陸の路 用に防う。 途は但だ三千里の遙かなる有り。 照得するに、 如若し用いざれば宜しく当に回繳すべし。 進上の謝恩の表本併びに部文、 特に空白の紙文を将て法司王舅 各項の公文は全て 併びに二天

使の宴金二封を附し、

同に齎して京に赴き進上し、二使臣に給賞

べき者なり。 せしむ。違悞して便ならざるを得しむる毋れ。須らく執照に至る

右の執照は王舅呉国用・紫金大夫金正春に付し、 此れに准

ぜしむ

康熙二年(一六六三)十月二十二日給す

1-34-09

皇帝即位の慶賀と、

進香のため王舅英常春等を

国王尚質の、

遣わす執照 (一六六四、二、一五)

琉球国中山王尚質、

慶賀、

進香の事の為にす。

照得するに、 康熙二年(一六六三)六月内、欽差の兵科副理官

張(学礼)・行人司行人王(垓)、詔勅を齎捧して国に到る。

迎え

て王城に至り開読し、欽遵す。

林有才等を遣わし、表文を齎捧して海船一隻に坐駕し、 此の為に今、特に王舅・正議大夫・使者・通事等の官の英常春・ 土産の金

靶鞘腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・金缶一合共に重さ六十六両六銭 土苧布一百匹・金彩画帷屛一合 八分・銀缶一合共に重さ五十両六銭正・細嫩土蕉布一百匹・漂白 • 平面金扇五十把 • 平面銀扇五十

把・紅花一百斤・胡椒二百斤・蘇木一千斤を装載し、進奉して皇